

仙台グローバルスタートアップ・ハブ業務仕様書

1. 委託業務名

仙台グローバルスタートアップ・ハブ業務

2. 事業概要・目的

本業務では、国内外のベンチャーキャピタル、支援機関、アクセラレーターなどとの連携体制を構築し、海外展開を志向するスタートアップに対する相談対応や海外展開に必要な知識やノウハウの習得機会の提供、東南アジアを軸とする現地での商談獲得に向けたハンズオン支援などを行う「仙台グローバルスタートアップ・ハブ」を通じて、仙台・東北に根差しながらグローバルに成長するスタートアップを輩出する世界とシームレスにつながるエコシステムの構築を目指す。

3. 業務の内容

(1) 仙台グローバルスタートアップ・ハブの運営

①スタートアップを対象としたグローバルビジネス相談会・セミナー等の実施

海外展開を志向する仙台・東北のスタートアップ等を対象として、月に1回程度、個別相談会や海外展開に必要な知識やノウハウの習得に役立つセミナー等を開催し、スタートアップが事業展開を検討する海外市場に関する情報の提供、海外の展示商談会の出展に向けた事前準備、現地での商談獲得等に向けたアドバイスを行う。

実施時期：契約締結後～令和9年2月26日（金）

開催頻度：契約締結期間内に月に1回程度

実施内容：以下の内容を想定しているが、より効果的と考える内容を提案することは差し支えない。

- ・既に海外展開の実績を持つ仙台・東北域内外のスタートアップ経営者を招聘したセミナー
- ・セミナー開催時間前後でのスタートアップに対する個別相談
- ・事業展開を検討する海外市場に関する情報提供
- ・海外展開に向けた事業戦略の策定支援、ターゲット市場分析支援
- ・海外の展示商談会の出展に向けたノウハウ提供・事前アドバイス実施
- ・英語での商談、ピッチに関する指導、英語研修
- ・海外のアクセラレーターや投資家を招聘したメンタリング実施

成果目標：年間相談対応件数延べ30件以上、セミナー等参加者100名以上

場所：上記の内、相談対応については、オンラインもしくは対面で行うこととし、対面の際はアーバンネット仙台中央ビル（仙台市青葉区中央4丁目4-19）を中心に実施することとし、アーバンネット仙台中央ビル運営者等と連携して相談体制を構築すること。また、セミナー等のイベントについては委託者と協議の上決定する。

②海外での商談獲得・成約に向けた伴走支援プログラム「STEP for GROWTH」の運営

海外展開を志向するJ-Startup/J-Startup TOHOKU 企業や東北の大学の研究シーズを活用し販路開拓や売上拡大を目指す仙台・東北のスタートアップ等の募集を行い、委託者と協議の上で5社程度を選抜し、東南アジアを軸として現地での商談獲得や海外市場展開に向けた伴走支援を実施する。伴走支援先の目的や要望によっては、対象国・エリアを柔軟に設定すること。また、採択先の海外派

遣に要する費用として 100 万円（1 社あたり 20 万円）を計上すること。

伴走支援の内容としては、以下の内容を想定しているが、より効果的と考える内容を提案することは差し支えない。

i. 海外展開に向けた課題の分析及び解決に向けたアドバイス

海外展開に向けて取り組むべき課題を分析し、解決手法の提案やメンタリング等を実施する。

ii. 海外展開を目指す市場の分析及び海外展開戦略策定に向けたアドバイス

海外展開を目指す地域や市場に知見を有する支援者をアサインし、スタートアップの製品やサービスの展開先としての妥当性やニーズの分析、海外展開戦略策定に向けたアドバイスを実施する。

iii. 現地でのニーズ調査や商談獲得に向けた伴走支援

ターゲット市場の顧客ニーズの把握に向けた現地でのヒアリング活動や、海外の展示商談会等での協業可能性のある企業の発掘、商談獲得に向けたアポイントメントの支援等を実施する。

iv. 展示会、カンファレンス等のイベントにおける積極的な登壇機会の確保

国内外で開催されるイベントにて、海外企業との交渉において重要となる英語でのピッチ機会の場を各社 1 回以上確保し、採択先の将来的な海外販路開拓の自走化を支援する。

なお、海外展開に係る伴走支援においては必ず事前に採択先と面談を行い方向性の共通認識を図るとともに、定期的に面談機会を確保しコミュニケーションを図ること。スタートアップの選抜及び国内外の展示商談会への出展等を行う場合には、委託者が別途実施する研究開発型スタートアップ育成業務受託者及びグローバル市場初期進出支援（仙台グローバルスタートアップ・ハブ）事業の受託者との調整及び連携を行い、相乗効果を意識したより効果的な支援の実施に努めること。

【成果目標】：商談獲得件数延べ 50 件以上もしくは各採択先 1 件以上の販売に係る現地企業（日系企業含む）との MOU 締結。

③国内外の支援機関とのネットワーク構築

スタートアップの海外展開支援を実施するにあたり、日本貿易振興機構（JETRO）等の既にスタートアップの海外展開支援に取り組む国内外の支援機関との連携体制及びネットワークの構築を積極的に行い、各支援機関が実施する支援メニューの活用も検討し、効果的な支援を実施すること。

④成果発表会の開催

プログラム終了後、支援を実施したスタートアップの成果発表会を開催し、スタートアップと支援者等とのさらなるマッチング機会の創出、新たな支援先の開拓に向けた機運の醸成を行うこと。

成果発表会の開催にあたっての企画、登壇者の調整、広報、集客、会場費用の支払い、会場設営（音響・照明等含む）、当日の運営、配布資料制作、謝金、参加者交流会等費用負担及び支払等を行うこと。

なお、成果発表会の開催にあたっては、グローバル市場初期進出支援（仙台グローバルスタートアップ・ハブ）事業受託者が実施する支援プログラム採択者に対しても登壇の機会を提供し、両プログラム合同の成果発表会とすること。

実施時期：令和 9 年 2 月上旬

実施場所：委託者が指定する場所（仙台市内を予定）

実施内容：支援を実施したスタートアップや支援者等によるトークセッション、交流会等

(3) アンケート等の実施

支援対象スタートアップ及び相談会の参加者等に対し、都度アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、伴走支援等における業務改善に活かすように取り組むこと。

(4) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書（データと A4 の紙媒体）や写真・映像データ等を提出すること。

(5) 情報発信・広報

- ・グローバル展開を目指す機運醸成や本プログラムの認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。また、本プログラムの実施状況等についてまとめたレポートを定期的に作成し納品すること。レポートは発注者において本市 HP 等に掲載する。
- ・写真や動画をレポートや HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(6) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 将来的な自走化に向けて、地域の支援機関や企業、自治体、大学等との連携体制の強化に取り組むこと。
- オ 次年度以降の受託業務者への引き継ぎについて、本市ならびに次年度受託事業者の意向を汲み、円滑な対応を行うよう努めること。

5. 委託料

委託料の上限額は 28,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）。

6. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

7. 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利について

の交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

8. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」、及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえて、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 本業務の実施にあたり、個人情報を含むデータの授受については、Microsoft Teams を使用し、委託者が指定する方法に従って行うものとする。
- (5) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (6) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (7) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (8) イベントの実施にあたっては、別添の「イベントにおける環境配慮の手引き」を参考に、温室効果ガスの排出削減や、プラスチック資源をはじめとした資源の分別、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むなど、できる限り環境配慮に努めること。
- (9) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

以 上